

平成 31 年度山口県建物状況調査等促進補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、中古住宅の流通促進による既存住宅ストックの活用により空き家の発生を抑制するため、中古住宅の売買時等を実施する建物状況調査に要する経費及び既存住宅売買瑕疵保険の加入に要する経費に対し、一般社団法人山口県宅地建物取引業協会が予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 建物状況調査

「既存住宅状況調査方法基準」(平成 29 年国土交通省告示第 82 号に定める基準をいう。)に従って行われた調査。

(2) 調査者

「既存住宅状況調査技術者講習」を終了した建築士(宅地建物取引業法施行規則第 15 条の 8 第 1 項に規定されたものをいう。)

(3) 住宅瑕疵担保責任保険法人

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成 19 年法律第 66 号)第 17 条の規定により、国土交通大臣に指定された法人。

(4) 既存住宅売買瑕疵保険

住宅瑕疵担保責任保険法人が販売する保険(以下「保険」という。)に加入した者が、既存住宅の買主に対して保険対象部分の隠れた瑕疵の瑕疵担保責任又は瑕疵保証責任を負う場合にその履行による損害に対して保険金が支払われる保険契約。

(5) 保険料等

既存住宅売買瑕疵保険の保険契約者が、住宅瑕疵担保責任保険法人に支払う保険料金、検査料金、特約部分の追加検査料金及び書類審査手数料。

(6) 所有者

既存住宅を所有する者で、不動産登記簿に所有者として登記されている者。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、既存住宅の売主として所有者と売買契約を締結した者とする。売主が事業者の場合には山口県内の本店又は支店からの申請に限る。

(補助対象住宅)

第 4 条 補助金の交付の対象となる住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、新築後に当該建築物での居住の実態が全くないものを除く。

(1) 山口県内に所在する既存の住宅

- (2) 居住を目的とする売買に供する一戸建ての住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の1／2未満のもの）を含む。）
- (3) 令和元年5月22日以降に建物状況調査を実施したうえで、既存住宅売買瑕疵保険に加入した住宅

（補助金の種類、対象経費及び補助額）

第5条 第1条に規定する補助金の対象経費及び補助額は、次の表のとおりとする。

対象経費		補助額	交付の制限
建物状況調査補助金	調査者が行った建物状況調査に要する経費（売主が負担したものに限る、消費税相当額を除く）	2分の1以内。 ただし、1戸当たり5万円を限度とする。	(1)同一年度内においては、補助対象者一者当たり5戸までとする。 (2) 補助対象経費について、他の補助金等を重複して受けることはできないものとする。
既存住宅売買瑕疵保険補助金	次のいずれかに該当する経費 ア 売主である宅地建物取引業者が、保険の加入に要する保険料等 イ 売主が、保険の被保険者となる検査事業者又は仲介事業者に支払う保険料等相当額		

（交付の申請等）

第6条 補助対象者は、平成31年度山口県建物情報調査等促進補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて一般社団法人山口県宅地建物取引業協会に提出するものとする。

- (1)口座振替申込書（様式第1号別添様式）
- (2)申告書（様式第2号）
- (3)登記事項証明書（全部事項証明書（建物））の写し
- (4)売買に関する調査票（様式第3号）
- (5)居住を目的とする売買がされたことが確認できる書類（売買契約書の写し等）
- (6)申請者が、建物状況調査事業者もしくは調査を仲介した宅地建物取引業者に対し調査経費を支払ったことが確認できる以下のいずれかの書類
 - (ア) 請求書及び領収証の写し
 - (イ) 請求書及び銀行振込控えの写し
- (7)調査内容、調査者の資格が確認できる書類（「調査の結果の概要」の写し等）
- (8)既存住宅売買瑕疵保険証券の写し
- (9) 宅地建物取引業者の買取り再販の場合においては、被保険者となる宅地建物取引業者が住宅瑕疵担保責任保険法人に対し、保険料相当額を支払ったことが確認できる以下のいずれかの書

類

(ア) 請求書及び通帳の写し

(イ) 請求書及び銀行振込控えの写し

(10) 個人間売買の場合においては、被保険者となる検査事業者もしくは保険加入を仲介した宅地建物取引業者に対し、申請者が保険料等相当額を支払ったことが確認できる以下のいずれかの書類

(ア) 請求書及び領収証の写し

(イ) 請求書及び銀行振込控えの写し

(11) その他、一般社団法人山口県宅地建物取引業協会が必要と認める書類

2 補助金の申請（兼実績報告）は、先着順に受け付けるものとする。

3 第1項の規定による申請は、令和2年3月6日までに行わなければならない。

（補助金交付の除外要件）

第7条 一般社団法人山口県宅地建物取引業協会は、申請者が次の各号いずれかに該当する場合は、交付の決定をしないことができる。

(1) この制度による補助金の交付を受けた住宅の調査及び保険加入

(2) 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）

(3) 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者

(4) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

(5) その他、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

（交付決定及び通知）

第8条 一般社団法人山口県宅地建物取引業協会は第6条の規定に基づき、申請書の提出があったときは、所要の審査を行い、補助金を交付すべきと認めたときは、交付決定及び額の確定を併せて行い、交付決定通知兼交付額決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（補助金交付の取り消し等）

第9条 一般社団法人山口県宅地建物取引業協会は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条の規定により交付決定した補助金を取り消すことができる。

(1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。

(2) 補助金に関して一般社団法人山口県宅地建物取引業協会に提出した書類に虚偽の記載があつ

たとき。

(3) その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(補助金の返還等)

第10条 一般社団法人山口県宅地建物取引業協会は前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、申請者に対し補助金の返還を求めるものとする。

2 申請者は前項の規定により返還を求められた場合は、直ちに当該補助金を返還しなければならない。

(書類の提出)

第11条 この補助金に関する書類は、一般社団法人山口県宅地建物取引業協会に提出するものとし、提出部数は1部とする。

(その他)

第12条 この要綱に規定する申請書等の様式その他補助金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月22日から適用する。